

令和 8 年度 秋葉区役所 会計年度任用職員 (保健師・助産師・看護師) 登録者の募集

秋葉区役所では、令和 8 年 9 月から勤務の会計年度任用職員（保健師・助産師・看護師）を募集します。希望する場合は、下記により応募をお願いします。

1. 応募資格

保健師・助産師・看護師、いずれかの免許を有する者

ただし、次のいずれかに該当する人は登録申し込みができません。

- ア 禁錮刑（令和 4 年改正前の刑法の規定による禁固）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 登録申込方法

会計年度任用職員として勤務登録を希望する方は、令和 8 年 7 月 14 日～7 月 31 日の間に事前に秋葉区役所健康福祉課（電話：0250 - 25 - 5695）へご連絡ください。

その際、面接日をご案内します。

面接日は登録用紙（ご自身でプリントアウトし使用してください）及び免許資格を取得したことがわかる書類の写しを秋葉区健康福祉課（秋葉区役所 1 階 14 番窓口）へ持参してください。

ただし、面接の結果によっては登録されない場合がありますので、ご承知おきください。

注 1：新潟市会計年度任用職員（専門職）登録用紙の有効期限は、登録され

た年度の年度末までとなります。

注 2：任意の履歴書では受付できません。

新潟市会計年度任用職員（専門職）登録用紙（PDF）

3. 採用について

依頼する業務が発生した際に、登録者の中から経験や適性等を考慮して連絡をいたします。採用されて初めて会計年度任用職員となりますので、秋葉区役所以外の求職活動に制限はありません。

なお、登録された方全員が採用されるとは限りませんのでご了承ください。

4. 標準的な会計年度任用職員の勤務条件

任用期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日 欠員の代替募集のため、任用期間が延長になる場合があります。
業務内容	健康相談、健康教育、母子健診、電話対応、窓口対応等への従事及び左記に伴う事務
勤務地	秋葉区役所、新津健康センター 他
報酬	月額：196,023 円～212,442 円 時給：1,608 円～1,743 円 ※地域手当を含みます。 ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬額を決定します。
手当等	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等 ※通勤手当は、通勤距離が片道 2 k m 以上の場合に支給対象となります。また、期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給対象となります。
勤務時間	①フルタイム： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 （休憩時間 60 分） ②週 29 時間： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間で週 29 時間 （休憩時間 60 分） ③シフトによる勤務の実績払い

	※曜日や時間は変動します。 ※勤務月の前月 5 日までにシフト表により勤務日・時間を通知します。 また、①、②について、業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります。
休日	土・日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休日となります。（事業により異なる場合があります。）
休暇	年次有給休暇は、任期と週当たりの勤務日数に応じて付与されます。 特別休暇（忌引き等）が付与されます。
社会保険	任用当初の勤務条件により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険などに加入となり、保険料の負担が発生する場合があります。
公務災害	新潟市の条例による公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所属により異なります）が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。 なお、パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。 （兼業が認められない場合） ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合

※上記の条件はあくまで標準的な例であり、配属される所属等により異なる場合があります。

5. 問合せ先

秋葉区役所健康福祉課 地域保健福祉担当

電話：0250 - 25 - 5695（直通）